

件名

金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の二第六項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(連結の範囲)

第四条 主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合には、当該主要子会社に係る内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額は、川下連結告示第三条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項の規定により当該主要子会社が作成する連結財務諸表に基づいて算出するものとする。ただし、関連する主要子会社グループに含まれない子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。別表において同じ。）については、連結の範囲に含めないものとする。

2 川下連結告示第四条の規定は、主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合の当該主要子会社に係る内部T L A C額又は最低所要内部T L A C額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第二条の算式」とあるのはそれぞれ「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第三条の規定」又は「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な

改正前

(連結の範囲)

第四条 主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合には、当該主要子会社に係る内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額は、川下連結告示第三条各項の規定により当該主要子会社が作成する連結財務諸表に基づいて算出するものとする。ただし、関連する主要子会社グループに含まれない子会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。別表において同じ。）については、連結の範囲に含めないものとする。

2 川下連結告示第四条の規定は、主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合の当該主要子会社に係る内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式」とあるのはそれぞれ「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第三条の規定」又は「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社

な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第二条の算式」と、「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額（同告示第二条に規定する内部TLAC額をいう。同項において同じ。）」又は「最低所要内部TLAC額（同条に規定する最低所要内部TLAC額をいう。同項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額」又は「最低所要内部TLAC額」と読み替えるものとする。

金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第十一号）第二条の算式」と、「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額（同告示第二条に規定する内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」又は「最低所要内部TLAC額（同告示第二条に規定する最低所要内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額」又は「最低所要内部TLAC額」と読み替えるものとする。